

保護者の方へ ～ 就学援助制度のお知らせ ～

長岡京市教育委員会

1. 就学援助制度とは

(a) 生活保護を受けている世帯〈保護者〉及び、(b) 経済的理由によって、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対しておこなう経済的な援助です。

2. 就学援助の種類

- (a) 要保護児童・生徒 ———— 生活保護を受けている世帯〈保護者〉
- (b) 準要保護児童・生徒 ———— 経済的理由によって、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者

3. 援助の内容（令和元年度支給額）

	要保護	準要保護	支給時期	援助内容		
				小学校	中学校	備考
学用品費、 通学用品費		○	認定日の 翌月末頃	1年 11,520円 2年~13,770円	1年 22,510円 2年~24,760円	左記は年額です 認定月により月割となります
新入学児童・生徒 学用品費		○	5月末	1年 50,600円	1年 57,400円	4月末認定までの1年生に限ります
校外活動費		○	実施後随時	実費		
修学旅行費	○	○	実施後随時	実費		学校長へ支払われます
学校給食費		○	学期終了後 随時	実費		小学校のみ 学校長へ支払われます
体育実技用具費		○	11月以降 随時		実費	中学校のみ
PTA会費		○	認定日の 翌月末頃	2,400円	3,000円	同一校に兄弟姉妹がいる場合は、 最高学年の児童・生徒のみ 左記は年額です 認定月により月割となります
生徒会費		○			1,440円	中学校のみ。左記は年額です 認定月により月割となります
医療費	○	○	随時	自己負担額		学校の健康診断で、以下の学校病 の所見を受けた場合のみ、自己負 担額が医療機関へ支払われます。 原則、医療券の有効期限内のみ、 医療機関での受診が可能です。 <u>対象学校病</u> ：むし歯、中耳炎、 慢性副鼻腔炎、アデノイド、 結膜炎、トラコーマ、膿痂疹、 白癬、疥癬、寄生虫病

※校外活動費、修学旅行費及び体育実技用具費は、実施（購入）以前の認定が対象となります。

※学校給食費は、4月認定までの1年生と転入生を除き、支給開始月以降が対象となります。

※医療費は、4月認定までの1年生と転入生を除き、健康診断以前の認定が対象となります。

※京都府立中学校へ就学している場合の修学旅行費は、本来校の同年度の修学旅行費実績額を上限として支給します。

4. 申請方法

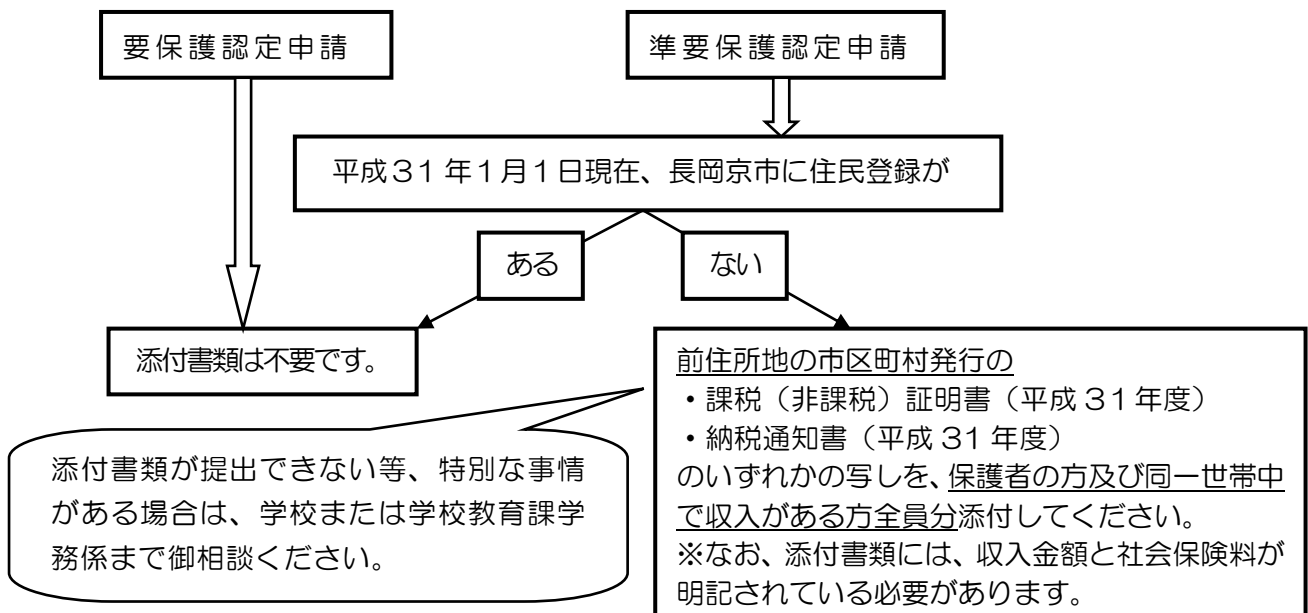
毎月25日（25日が土曜日または日曜日の場合は前金曜日）までに、学校に必要書類を提出してください。

《 注意 》

- 同じ学校に複数の児童・生徒が在籍している場合、申請書は1通の提出でかまいませんが、必ず全ての児童生徒名を記入してください。
- 小学校及び中学校それぞれに児童・生徒が在籍している世帯は、両方に申請書を提出してください。
- 認定・不認定とも、結果は申請月の翌月上旬頃に通知します。通知が届かない場合は、学校教育課にお問い合わせください。
- 審査の結果、就学援助を受けられない場合があります。
- 期日までに提出がない場合、原則翌月の申請扱いとなります。その後認定された場合、就学援助費は認定月以降が対象となります。
- 税務署等で確定申告されておらず、どなたの扶養にも入っておられない場合は長岡京市税務課での申告が必要です。申告を済ませたうえ認定申請してください。
- 申請内容や添付書類に不備がある場合や税務署等で未申告の場合は、認定ができませんのでご注意ください。その後認定された場合、就学援助費は認定月以降が対象となります。

5. 必要書類について

- ① 『要保護及び準要保護児童・生徒認定申請書』〈様式第1号〉（学校にあります）
- ② その他添付書類



問い合わせ先：075-955-9544（学校教育課学務係）